

🐶【富山県】令和8年度 獣医学生への修学資金給付対象者の募集について🐶

富山県では、将来、県の機関（厚生センター、食肉検査所、家畜保健衛生所 等）※で獣医師として従事することを志す獣医学生を対象に、以下の2つの区分で修学資金の給付希望者を募集します。

- 区分① 将来、富山県の獣医師職員として、厚生部(公衆衛生)又は農林水産部(家畜衛生)で仕事をしたい。
- 区分② 特に、県農林水産部で家畜の伝染病予防や家畜衛生の向上などを担う仕事に携わりたい。

※公務員獣医師
の仕事

富山県職員
「獣医師」
PR ページ



富山県
獣医師
募集



家畜保健衛生所の
獣医師の
1日に密着!



1 修学資金の区分と内容

区分	区分①	区分②	
		「富山県医学生等修学資金貸与条例」により、県が貸与します。	農林水産省の「獣医師養成確保修学資金給付事業」を活用し、(公社)富山県獣医師会(以下、県獣医師会)から給付します。
応募条件	将来、 <u>富山県の獣医師職員</u> として業務に従事することを志す獣医学生(大学1～6年生)	将来、 <u>富山県農林水産部の獣医師職員</u> として家畜衛生の業務に従事することを志す獣医学生(大学1～6年生)	
募集人数	1名	1名	
貸与・給付の内容	貸与・給付額	国公立大学： 月額 100,000 円以内 私立大学： 月額 180,000 円以内	
	貸付・給付期間	修学資金の給付が決定した年度の4月分から大学を卒業する年度の3月分までの間において、正規の修業年限を超えない期間。	
	貸与者・方法	毎月、県から貸与。	毎月、県獣医師会から給付。
	返還責務の免除	獣医師免許を取得後、1年以内に富山県の獣医師職員(②においては、農林水産部に限る)として就業し、下記の期間以上、業務に従事。 ア 金額が50,000円以下の貸与・給付期間の4分の5 イ 金額が50,000円を超え120,000円以下の貸与・給付期間の2分の3 ウ 金額が120,000円を超える貸与・給付期間の3分の5	
	その他	それぞれの規定に基づき、全額又は一部返還が発生する場合があります。 ・貸与・給付が取り消されたとき。 ・富山県職員(獣医師)採用選考試験に合格しなかったとき。 ・獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許が取得できなかったとき。 ・獣医師免許を取得後、1年以内に富山県の獣医師職員(②においては、農林水産部に限る)として業務に従事しなかったとき。	
延滞利子	返還すべき日の翌日より年14.5%	返還すべき日の翌日より年10.95%	

2 応募方法

- ・別添「応募用紙」を富山県生活衛生課に郵送または持参してください。(令和8年7月31日(金)必着)
- ・郵送の場合は、封筒前面に朱書きで「獣医師修学資金応募用紙在中」と記載してください。
- ・2つの修学資金は併願することができます。
- ・「応募用紙」受理後、申請手続きの詳細について、希望区分に応じてご連絡いたします。

【提出先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階 富山県厚生部生活衛生課

3 給付者の選定

(1)選定方法

提出書類及び面接選考により給付者を決定します。

※申請者には、改めて面接の実施について書面にてお知らせします。

(2)面接日時及び場所

日時：令和8年8月25日(火) 10時00分～

場所：富山県防災危機管理センターB806号室

※申請者ごとに個別に実施し、1名につき30分程度を予定しています。

(3)選考結果

結果については、申請者全員に書面にて通知します。

4 問合せ先

●修学資金募集全般及び修学資金(区分①)について

富山県厚生部生活衛生課 (担当：長澤)

TEL：076-444-3230 FAX：076-444-3497

●修学資金(区分②)について

公益社団法人 富山県獣医師会 (担当：保田)

TEL：076-451-0120 FAX：076-451-0171

富山県農林水産部農業技術課 (担当：水木)

TEL：076-444-3289 FAX：076-444-4409